

(医療)訪問看護サービス重要事項説明書 利用者 様

1. サービスの内容

(1)「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。理学療法士等による訪問看護の場合は、「定期的な看護師による訪問」を行います。これは理学療法士等による訪問看護が看護業務の一環であり、看護師による評価を要すると介護保険法で定められている為で、介護保険法に準じるためです。

(2)事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。

訪問曜日	月	火	水	木	金
	訪問時間		～		
訪問曜日	月	火	水	木	金
	訪問時間		～		

(但し、緊急時や交通状況等により時間が前後することがありますので、ご了承ください)

サービス内容

- ① 健康状態の観察
- ② 日常生活の看護(清潔、食事、排泄など)
- ③ 療養環境の整備
- ④ 医師の指示による医療処置
- ⑤ 医療機器の管理
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 緩和ケア、看取りの看護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 服薬の管理・指導及び飲み忘れ・誤薬の防止に関する支援
- ⑩ その他必要な看護及び療養上の相談

24 時間対応体制加算

主治医に対して訪問看護報告書及び訪問看護計画書の作成など

2. サービス提供者

(1)看護職員 看護師(管理者を含め)3名以上(常勤・専任)

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士2名以上(常勤・専任)

(3)営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (国民の祝日、年末年始を除く)

3. サービスに関する苦情相談

(1)訪問看護サービスについての相談、苦情を下記窓口にて承ります。

・訪問看護ステーションなかむら 担当:菊地 実佳 TEL:573-8686

(2)当訪問看護ステーション以外でも、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・札幌市役所 211-2547
- ・お住まいの区役所 保健福祉課
- ・協力医療機関

社会医療法人医仁会 中村記念病院231-8555

社会医療法人医仁会 中村記念南病院573-8555

4. 利用料金

(1)利用者様のお持ちの健康保険の割合分が利用料になります(別紙参照)

(2)利用料は、その月の最終日までの分を、翌月 27 日に銀行引落とし(もしくは銀行へのお振り込み)でお支払いいただきます。

(3)健康保険法に基づく訪問看護料金内訳

○医療保険利用料金

・基本利用療養費 ・訪問看護基本療養費(Ⅰ) 週3日まで 5,550円 4日目以降 6,550円 ・緊急訪問看護加算 月14日目まで2,650円 月15日以降2000円 ・難病等複数回訪問加算 1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円 ・複数名訪問看護加算(週1回) 看護職員他職種複数 4500円	
訪問看護管理療養費 ・訪問看護管理療養費 月の初日7,710円 2回目以降3,010円	
その他加算 ・退院時共同指導加算 (1月につき) 8,000円 ・退院支援指導加算(退院日のみ) 6000円 (長時間) 8400円 ・24時間対応体制加算 (1月につき) 6,800円 ・看護・介護職員連携強化加算 (1月につき) 2,500円 ・特別管理加算 (1月につき) 5,000円 在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	
・上記以外の特別管理加算(1月につき) 2,500円 ・夜間・早朝加算 夜間18～22時、早朝6～8時 2100円 深夜22～6時 4200円 ・訪問看護医療DX情報活用加算(月1回) 50円 ・訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ (月1回) 1830円	
訪問看護情報提供療養費	
・訪問看護情報提供療養費 (1月につき) 1,500円 ・訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円	

※ 訪問看護医療DX情報活用加算に関して

当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合月1回算定します。

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行います。

①看護師等が居宅同意型のオンライン資格確認システムのより取得した診療情報を活用して訪問看護、指導を行っています。

②マイナ保険証等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

(4)その他の利用料

超過料金: 1回の訪問が2時間を越えた場合(1時間ごとに) 1300円	
休日料金等: 休日・祝日及び営業時間以外に訪問した場合(2時間まで) 3200円	
交通費: 公共の交通機関を利用した場合 実費	
:自家用車(ステーション) 往復4kmまで～200円 往復4km以上10kmまで～400円 往復10km以上～600円	
:営業車(タクシー等)を利用した場合 実費	
:おむつ代などの実費	
その他: 保険適用としない自費サービスでの訪問看護(30分ごとに) 4000円	
<保険適用外料金> 全額ご利用者様の負担となります	
キャンセル料(利用前日 17 時以降) 1,000 円	
<交通費および駐車代>	
パーキングの利用が必要な場合、パーキング代の実費負担となります	

5. サービスの中止

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際は、すみやかに前記のサービス提供責任者まで連絡ください

6. 急変時及び事故発生時の対応・賠償責任・災害発生時の対応

(1) 看護師等は、現に指定訪問看護を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。また、看護師は、しかるべき処置を行った場合は、速やかに責任者及び主治医に報告します。

(2) 指定訪問看護の提供時、事故が発生し、当ステーションの責にその原因を認められる損害賠償に付いては速やかに対応します。

7. ハラスメントの防止

事業所利用に当たって以下の行為の禁止

- (1) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけたり、貶めたりする行為)
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為)

8. 衛生管理等

(1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

9. 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4) 社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱等で、通常業務に支障が出る可能性がある場合は、災害時の情報、災害状況を把握し、職員の安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

10. 地域との連携等

(1) 平時より他事業所との協力関係を保ち、非常災害時は速やかに連携し相互支援体制を構築する。相互の協力内容は協定書に取りまとめ締結し、平常時においても運営上様々な点についても交流を図ります。

11. 虐待の防止

(1) 事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定する。一虐待防止に関する責任者: 管理者(所長) 菊地実佳

(3) 苦情解決体制を整備する。

- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5)サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に報告する

12. その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、医療保険制度上、利用者の心身の機能維持や回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ペットを飼っている場合は、訪問時はゲージ等に入れて安全を確保してください。咬む等の事故があった場合は治療費等の請求をさせて頂くことがあります。
- ⑤職員がサービス提供時に身体暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント等を受けた場合は、サービスの継続が出来なくなる事、また治療が必要な場合は治療費の請求をさせて頂くことがあります。

サービスにあたり前記のとおり説明いたします。

西暦 2026 年 月 日

事業者名 訪問看護ステーションなかむら 所在地 札幌市南区川沿2条2丁目3番1号

TEL011-573-8686 FAX011-573-8611

代表者 所長 菊地 実佳

以上確かに説明を受けましたので、同意します。

西暦 2026 年 月 日

(利用者) 住所

氏名

(利用者の家族)

住所

氏名